



平成 23 年 5 月 12 日

各位

会 社 名 株 式 会 社 日 本 製 鋼 所
代表者名 代表取締役社長 佐藤育男
コード番号 5631
東証・大証・名証第一部、福・札証
問合せ先 総 務 部 長 渡邊健二
電 話：03-5745-2001
F A X：03-5745-2025

当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 19 年 9 月 10 日開催の当社取締役会において当社株券等の大量買付行為に関する対応策を導入した後、その内容を一部修正した上、平成 20 年 6 月 27 日開催の第 82 期事業年度に係る当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、これを更新しております（以下、かかる対応策を「旧プラン」といいます。）。

平成 23 年 6 月 24 日開催予定の第 85 期事業年度に係る当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって、旧プランの有効期間が満了することから、法令等の改正を踏まえて更なる検討を加えた結果、当社は、平成 23 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号本文に規定されるものをいいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ（2））として、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、旧プランにつき所要の修正を行った上、当社株券等の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）を更新することを決定いたしましたので、お知らせいたします（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）。

旧プランからの主な修正点は、①本プランに基づき買付者等に対して提供を求める情報の内容の一部見直し、②独立委員会における検討期間の見直し及び③平成 21 年 1 月 5 日に施行された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）によっていわゆる株券の電子化が実施されたことに伴う修正などです。

なお、本日現在、当社が具体的に第三者から大量買付けの提案を受けている事実はありませんので、念のため申し添えます。

以上

当社株券等の大量買付行為に関する対応策(買収防衛策)

第1. 本プラン導入に関する当社の考え方

1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた当社の取組み

当社は1907年(明治40年)に兵器の国産化を目的に日英3社の合弁企業として設立され、以後第二次世界大戦の終了まで軍需主体の事業運営を行ってまいりました。戦後は民需主体へ事業構造を転換いたしました。それまでの兵器の生産過程で培われ、蓄積された技術を活用し、さまざまな産業分野の伸長や社会インフラの整備に貢献できたものと考えております。

今日では当社の事業分野も多岐にわたっておりますが、おおまかに区分すると「素形材・エネルギー」と「産業機械」に大別できます。

「素形材・エネルギー」の分野に関しましては、高温・高圧の苛酷な環境で安全に使用できる清浄な鋼の材料開発や、大型製品を作り上げる熱加工、熱処理、機械加工等の多岐の工程にわたり整備された設備と蓄積された経験、そして生産技術及びノウ・ハウを活かし、様々な産業の設備関連の重要部品を製造しております。とりわけ、エネルギー関連では豊富な納入実績を有しており、火力・原子力・水力発電用部材、また石油精製等の圧力容器類、及び近年開発の著しい天然ガス田での輸送用特殊鋼管等ではお客様から高い評価を頂いております。

「産業機械」の分野に関しましては、プラスチックの製造・加工を主とする樹脂機械とコンプレッサー等の様々な産業機械を製造いたしておりますが、高温・高圧・高腐食環境で使用される機械の開発には、主要部品の材料開発が必須であり、「素形材・エネルギー」の分野において蓄積された技術、ノウ・ハウが重要な役割を果たしており、「素形材・エネルギー」関連製品同様、世界各国のお客様に納入されております。

また、防衛関連部門は当社の祖業であり、わが国の安全保障の一翼を担っているとの認識のもとに事業運営を行っておりますが、この分野でも材料開発の役割は大きいものであります。

研究開発部門では、「素形材・エネルギー」と「産業機械」の両部門にまたがる課題の解決や新材料の開発を行い、あらたな事業展開にもつなげております。また当社製品の品質を担保する品質保証体制につきましても、各種認定機関より認証を受け、全社的な体制を整備しております。

当社製品の大部分は一品ごとの受注生産であり、それぞれのお客様によって詳細な要求仕様が異なっております。つまり、お客様の課題を理解し、解決するための方法を考えて計画し、設計、製造された製品をお届けすることが当社の使命と考えております。このベースとなるのは、長い期間をかけて築き上げてきたお客様をはじめとする取引先等の様々なステークホルダーとの密接な信頼関係であり、その維持・向上がもっとも大切なことと考えております。そのためには、材料開発から製品までの一貫体制を堅持し、蓄積した多様な技術を組み合わせ、既存事業、新規事業の両分野にまたがる事業領域を拡大させる「技術経営」の一層の推進こそが、当社の企業価値を高めていく方策であり、今後も継続してまいります。

従いまして、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、社会的使命及び企業価値の源泉を十分に理解し、短期的な収益の確保のみならず、中長期的な視野に立って、当社を支える様々な関係者を含んだ当社の本源的な企業価値及び株主共同の利益を継続的に維持・向上させて行くことが必要とされます。

上記のような考え方に立ち、当社は平成22年5月に3年間の中期経営計画(JGP2012)を策定し、初年度である平成22年度につきましては、その数値目標を達成しております。しかしながら当社を取り巻く事業環境は、今回の東日本大震災の

影響にとどまらず、円高の定着、先進国市場の成熟と新興国市場の伸長、ボリュームゾーン市場における新興国企業の台頭など、楽観できるものではありません。

事業環境の変化に対応した市場戦略・製品戦略に基づいた差別化製品を拡充し、収益力を更に強化するため、グローバル市場における営業力・サービス力の強化を図るとともに、必要に応じてアライアンスやM&Aも推進し、新しい顧客層の開拓や応用製品市場の拡大に努めております。一方、新規製品・新規事業に関しましては、風力発電を中心とした再生可能エネルギー分野、レーザー・プラズマ応用技術を中心とした情報通信分野、新素材・高機能材料の開発や新製造プロセスの開発等を重点指向分野ととらえ、経営資源の集中投資による早期事業化に取り組んでおります。また、火力・原子力発電用部材、石油精製用高温高压容器、圧延用ロール等の大型鍛鋼品の需要に対応した設備増強と生産効率改善のための投資もほぼ完了し、今後は更なる収益力の拡大につなげることを目指しております。財務体質面におきましても、運転資金の効率化を中心に取り組みを継続し、体質強化に努めております。

組織体制面では人材の確保と育成に努め、またグループ経営の強化に注力しております。特に技術・技能の伝承とその進展は、企業価値の源泉を維持・強化する上で重要な課題であると認識し、組織的な取り組みをすすめております。そのほか、企業コンプライアンスの順守は勿論のこと、安全衛生管理活動、温室効果ガスの排出量削減・生物多様性維持への対応等の環境保全活動にも取り組んでおります。

当社は「ものづくり No.1 グローバル企業」を目指し、先に述べましたさまざまな取り組みを精力的にすすめております。中期経営計画を着実に遂行して収益力の拡大と財務体質の改善を実現し、更には「ものづくり No.1 グローバル企業」へ近づくことが、当社の企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの方々に信頼される企業たりえと考え、取り組みをすすめております。

2. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者が、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させる者であるか否かの判断は、最終的には当社株主の総体意思に基づき行われるべきものであると考えます。

しかしながら、外部者である買収者から買収の提案を受けた際に、当社株主の皆様が当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買収が当社の企業価値及び株主共同の利益に及ぼす影響を短期間のうちに適切に判断することは必ずしも容易でないものと思われます。従いまして、当社株主の皆様を買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに、当社株式の大量取得や買収の提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。

また、買収提案の中には、その目的等から見て当社の企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすものや当社株主の皆様が当社株式の売却を事実上強要するもの等もあります。当社は、このような買収提案を行う者についても、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社は、以上のような考え方を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

第2. 本プランの内容

1. 本プランへの更新の目的

本プランは、上記第1. 2.「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に記載した基本方針に沿って、当社の企業価値及び株主共同の

利益を確保・向上させる目的をもって、旧プランに所要の修正を加えた上、本プランとして更新するものです。

上記のとおり、当社は中期経営計画を中心に据え、長年にわたり築き上げてきた企業価値の源泉を有効に活用しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に取り組んでおります。

しかしながら、近時においては、株式に対する不適切な大量買付けにより、会社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性が生じる状況が散見されます。当社が今後も持続的に企業価値を確保・向上させていくためには、技術経営を中核とした「素形材・エネルギー」と「産業機械」の技術の融合を一層推進し、取引先との絆を強固にするとともに、労働組合、取引先、地元の方々等ステークホルダーとの中長期的な信頼関係の維持・向上策を実行してゆく必要があります。当社の株券等の大量買付けを行う者によりこれらが着実に実行されるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株券等に対する大量買付けが行われた際に、かかる大量買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するためにはあるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、又は場合により株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しました。

以上の理由により、当社取締役会は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一環として、本プランへの更新を決定いたしました。

2. 本プランの概要

(1) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為又はその提案（以下、「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付者又は買付提案者（以下、「買付者等」といいます。）に対し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集、検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様当社取締役会の代替案を提示し又は当該買付者等との交渉等を行うための手続（下記第2. 3.「本プランに係る手続」にて後述します。）を定めています。

(2) 新株予約権の無償割当てと独立委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断については、独立委員会規則（その概要については資料1をご参照下さい。）を定め、当該規則に従い、当社経営陣から独立した社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）で構成される独立委員会を設置し、その判断を経ることで、当社取締役会の恣意的判断を排するとともに、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。本プランへの更新時において独立委員会の委員となることが予定される者の氏名及

び略歴は、資料2のとおりです。

(3) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

仮に、本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合で、買付者等以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

3. 本プランに係る手続

(1) 対象となる買付等

本プランが対象とする買付等は、次の①又は②に該当する買付等とします。買付者等には、予め本プランに定められる手続に従っていただくこととなります。

- ① 当社が発行者である株券等(注1)について、保有者(注2)の株券等保有割合(注3)が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付け(注5)を行う者の株券等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(2) 買付者等に対する情報提供の要求

上記第2. 3. (1)「対象となる買付等」に定める買付等を行う買付者等には、買付等の開始又は実行に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断、独立委員会の勧告、当社取締役会としての意見形成のため、以下の各号に定める情報(以下、「本情報」といいます。)を提供していただきます。

具体的には、まず当社代表取締役宛に、買付者等の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法(外国法人の場合)及び提案する買付等の概要を明示した意向表明書を、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約書とともに、日本語によりご提出いただくこととします。当社代表取締役は、かかる意向表明書受領後10営業日(注8)(初日不算入)以内に、買付者等から当初提供いただく本情報のリストを当該買付者等に対して交付します。

当社取締役会は、本情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、提供された本情報が不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて追加的に情報提供を求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、追加的に情報提供していただきます。

- ① 買付者等及びそのグループ(共同保有者(注9)、特別関係者、買付者等を被支配法人等(注10)とする者の特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細、その結果、当該過去の取引が対象会社の企業価値に与えた影響等を含みます。また、すでに当社の株主の場合は全ての株主名も提供していただきます。)
- ② 買付等の目的、方法及び内容(買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。)
- ③ 買付等の価額の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。)
- ④ 買付等の資金の裏付け(実質的提供者を含む資金の提供者の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇

⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き本情報の提供を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として下記第2. 3. (4)「独立委員会における判断方法」の①に定めるとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(3) 買付等の内容の検討、買付者等との交渉及び代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から本情報（追加的に情報提供を求められたものを含みます。）が提供された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、本情報の内容と当社取締役会の事業計画等との比較検討を行うために、当社取締役会に対しても、独立委員会が定める合理的な期間内（原則 60 日以内とします。初日不算入。）に買付者等の買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提供するように要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

買付者等及び（当社取締役会に対して上記①のとおり情報、資料等の提供を要求した場合には）当社取締役会から情報、資料等の提供が充分になされた独立委員会が認めた場合、独立委員会は、当社の営む事業が社会インフラやわが国の安全保障に関連するものであり、その企業価値の考慮に際して多様な要素を広範に検討する必要があることを勘案し、原則として最長 60 日間（初日不算入）の検討期間（ただし、下記（4）④に該当する場合等には、独立委員会は最長 30 日間の範囲内で当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。）（以下、「独立委員会検討期間」といいます。）を設定します。

独立委員会は、独立委員会検討期間内において買付者等及び当社取締役会から提供された情報、資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自ら又は当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会を通じて株主の皆様に対する当社の代替案の提示を行うものとします。なお、独立委員会検討期間が終了する前に検討結果が出た場合には、当社取締役会を通じてこれを直ちに情報開示するものとします。

買付者等は、独立委員会が、独立委員会検討期間内において、自ら又は当社取締役会等を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③ 株主に対する情報開示

独立委員会は、買付者等が現れた事実、意向表明書の提出の事実、本情報の提供の事実及びその概要、独立委員会検討期間が開始された事実、当社取締役会が独立委員会に代替案を提示した事実その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で、当社取締役会を通じて株主の

皆様に対する情報開示を行います。

(4) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手順に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から④に定める勧告又は決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要及びその他独立委員会が適切と判断する事項について、当社取締役会を通じて速やかに情報開示を行います。

① 独立委員会が当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、及び買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記第2. 4.「本新株予約権の無償割当ての要件」の(1)に該当すると判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告するものとします。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、次の(ア)又は(イ)のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(ア) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(イ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記第2. 4.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること、もしくは本新株予約権の行使を認めることが相当でないこととなった場合

② 独立委員会が当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての実施を株主総会に諮るべきである旨を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、及び買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記第2. 4.「本新株予約権の無償割当ての要件」の(2)から(5)に定める要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を株主総会に諮るべきである旨を、当社取締役会に勧告するものとします。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施を株主総会に諮るべきである旨を勧告した場合であっても、上記①(ア)又は(イ)に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、及び買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が下記第2. 4.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当ではないと判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後

でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が下記第2. 4.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての実施を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

④ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（本新株予約権の無償割当ての実施を株主総会に諮るべきである旨の勧告を含みます。）を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内（ただし、30日間を超えないものとします。）で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告（本新株予約権の無償割当ての実施を株主総会に諮るべきである旨の勧告を含みます。）を行うよう最大限努めるものとします。なお、独立委員会検討期間が延長された場合には、その理由及び期間について、当社取締役会を通じて速やかに情報開示するものとします。

（5）取締役会の決議

当社取締役会は、上記第2. 3.（4）「独立委員会における判断方法」①に従って独立委員会が当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合、及び③に従って独立委員会が当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告する場合において、独立委員会から勧告を受けた場合には、これを最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。なお、これらの場合においては、買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てに関する決議を行うまでの間、買付等を実行することはできないものとします。

また、当社取締役会は、上記第2. 3.（4）「独立委員会における判断方法」②に従って独立委員会が当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての実施を株主総会に諮るべきである旨を勧告する場合において、独立委員会から勧告を受けた場合には、下記第2. 3.（6）「株主総会の開催」に定める手続の決議を行うものとします。当社取締役会は、株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施の承認に関する議案が可決された場合には、本新株予約権の無償割当ての実施に関する決議を速やかに行うものとし、また、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施の承認に関する議案が否決された場合には、本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を速やかに行うものとします。

当社取締役会は、上記各取締役会決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに関係法令等及び金融商品取引所規則に従って情報開示を行います。

（6）株主総会の開催

上記第2. 3.（4）「独立委員会における判断方法」②に従って独立委員会が当社取締役会に対して本新株予約権の無償割当ての実施を株主総会に諮るべきである旨を勧告した場合には、当社取締役会は速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施の承認に関する議案を付議します。なお、株主総会の開催の前提として、当社取締役会は、速やかに、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（以下、「承認総会議決権基準日」といいます。）を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。当該株主総会において議決権を行使できる株主は、承認総会議決権基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された

株主とします。

当該株主総会の決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によって決するものとします。当該株主総会の結果は、その決議後速やかに情報開示するものとします。なお、独立委員会が上記第2. 3. (4)「独立委員会における判断方法」②に従った勧告を行った場合、買付者等は、当該株主総会において本新株予約権の無償割当てに関する決議を行うまでの間、買付等を実行することはできないものとします。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての実施の承認を議案とする株主総会の招集手続を実施する際、本情報の概要、意向表明書に関する当社取締役会の意見及び独立委員会の勧告等その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに関係法令等及び金融商品取引所規則に従って情報開示を行います。

4. 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による買付等が次の(1)に該当する場合、又は(2)から(5)までのいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、上記第2. 3. 「本プランに係る手続」(4)に定める独立委員会の判断及び(同(6))に従って株主総会が開催される場合には)当該株主総会における決議を経て、同(5)に定める当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。

- (1) 上記第2. 3. 「本プランに係る手続」(2)又は(3)に定める情報提供及び独立委員会検討期間の確保その他本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- (2) 次に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (3) 強圧的二段階買付(最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式売買を行うことをいいます。)等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (4) 買付等の条件(対価の種類・価額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当な買付等である場合
- (5) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、取引先、顧客等との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に著しく反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

5. 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、次のとおりです。

(1) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める割当期日(以下、「割当期日」といいます。)

における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に
対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を
無償で割り当てます。

(3) 本新株予約権の効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(4) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である当社株式の種類は普通株式（注11）（「社債、株式等の振
替に関する法律」の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となりま
す。）とし、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」と
いいます。）は、別途調整がない限り1株とします。

(5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際
して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の
時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議に
おいて別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議
の前日から遡って90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所にお
ける当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます。）の平均値とし、1円未
満の端数は切り上げるものとします。

(6) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議におい
て別途定める日を初日とし、原則として1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、本新株
予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(7) 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注12）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注
13）、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤上記①乃至④に該当する者から本
新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは継承した者、又は、
⑥上記①乃至⑤記載の者の関連者（注14）（以下、①乃至⑥に該当する者を総称して
「非適格者」といいます。）は、原則として本新株予約権を行使することができませ
ん。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされ
る非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（ただし、非居
住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使す
ることができるほか、非居住者の本新株予約権も下記（9）のとおり、当社による当
社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充
足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所
定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(8) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(9) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が本新株
予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締
役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得すること
ができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有す
る本新株予約権のうち当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを
取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付

することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、非適格者以外の者が存すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が別途定める日をもって、当該非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

- (10) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- (11) 新株予約権証券の発行
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
- (12) その他
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

6. 本プランへの更新手続

旧プランより本プランへの更新については、本定時株主総会における決議により、株主の皆様にご承認いただくことを条件とします。

7. 本プランの有効期間

本定時株主総会の決議による、本プランの有効期間は、本定時株主総会終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

8. 本プランの廃止及び修正・変更等

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間の満了前であっても、その決議により本プランを廃止することができます。また、当社取締役会は、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止又は修正・変更された場合には、当該廃止又は修正・変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

なお、本プランにおいて引用する法令の規定は、平成 23 年 5 月 12 日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令の新設又は改廃に伴って必要な場合には、当社取締役会において当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、本プランの条項又は用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

第 3. 本プランの高度な合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記第2. 1.「本プランへの更新の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するためあるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、又は場合により株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、上記第2. 6.「本プランへの更新手続」に記載したとおり、本定時株主総会において承認可決がなされることを条件として旧プランより更新させていただく予定であります。また、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始した状況下で独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施を勧告する場合、及び独立委員会が本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をする場合を除き、本新株予約権の無償割当ての実施の是非について株主総会を開催することによって、株主の皆様のご意向が直接反映されることとなっております。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施に関する当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外の有識者3名以上により構成されます（本プランへの更新時における独立委員会の委員の氏名及び略歴は資料2のとおりです。）。

当社株券等に対して買付等がなされた場合には、上記第2. 3.「本プランに係る手続」にて記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関としての決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役会が恣意的に本プランの運用を行うことのないよう、厳しく監視するとともに、同委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記第2. 3.「本プランに係る手続」（4）及び第2. 4.「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

6. 当社取締役の任期が1年とされる予定であること

当社は、本定時株主総会において、当社取締役の任期を1年とする定款変更議案を付議する予定であり、かかる定款変更議案が承認可決された場合には、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

7. 第三者専門家の意見の取得

上記第2. 3.「本プランに係る手続」（3）にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー

一、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

8. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記第2. 8.「本プランの廃止及び修正・変更等」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

第4. 株主の皆様への影響

1. プランの導入時に株主の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

2. 本新株予約権の無償割当てにより株主の皆様と与える影響等

(1) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、当社は、当該決議において割当期日を定め、これを公告いたします。この場合、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主の皆様（以下、「割当対象株主」といいます。）に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権が無償で割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、当該本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込みの手続等は不要です。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は、上記第2. 3.「本プランに係る手続」(4)①及び②に記載した独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての効力発生日の前日までに本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の初日の前日までに本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行う投資家の皆様は、株価の変動により損害を受ける可能性があります。

(2) 本新株予約権の行使の手続

当社は、割当対象株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、並びに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て

決議において定められた行使価格に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、原則として1株の当社株式が発行されることになります。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込を行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記(3)に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込をせずに当社株式を受領することとなり、この場合、その保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則として生じません。

(3) 当社による新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式をかかると株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、振替株式の振替を行うための口座等の必要事項、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただくことがあります。

(4) その他

その他必要な事項については、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めるものとします。

上記のほか、本新株予約権の割当方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表又は通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

以上

-
- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下、別段の定めがない限り同じとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
- (注8) 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以

下同じとします。

- (注 1 0) 金融商品取引法施行令第 9 条第 5 項に定義されます。
- (注 1 1) 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する当社株式は、いずれも当社が本定時株主総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。
- (注 1 2) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。
- (注 1 3) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下、本脚注 13 において同じとします。）の買付け等（同法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下、本脚注 13 において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第 7 条第 1 項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。ただし、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。
- (注 1 4) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第 3 条第 3 項に定義されます。）をいいます。

独立委員会規則の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、当社の経営陣から独立した社外の有識者から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・ 独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めを行った場合はこの限りでない。
- ・ 独立委員会は、次の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う（ただし、本新株予約権の無償割当ての実施の承認に関する議案が当社株主総会に付議された場合には、当該株主総会における決議に従う。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定に当たっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当てを実施することを株主総会に諮るべきである旨
 - ③ 本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
 - ④ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・ 上記に定めるところに加え、独立委員会は、次の各号に記載される事項を行う。
 - ① 当該買付等が本プランの対象となるかどうかの判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
 - ④ 買付者等の買付等の内容の検討
 - ⑤ 自ら又は当社取締役会等を通じた買付者等との協議・交渉
 - ⑥ 当社取締役会への代替案提出の要求、当社取締役会作成の代替案の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等、株主への代替案の提示
 - ⑦ 本プランの修正又は変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・ 独立委員会は、買付者等に対し、買付者等が提供した本情報が不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から本情報（追加的に情報提供を求められたものを含む。）が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の合理的な期間内（原則60日以内とする。初日不算入。）に、買付者等の買付等の内容に対する意見、その根拠資料及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報、資料等を速やかに提供するよう要求することができる。
- ・ 独立委員会は、必要があれば、自ら又は当社取締役会等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会を通じて株主に対する当社の代替案の提示を行うものとする。

- 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、執行役員、監査役、専門役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- 各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故その他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

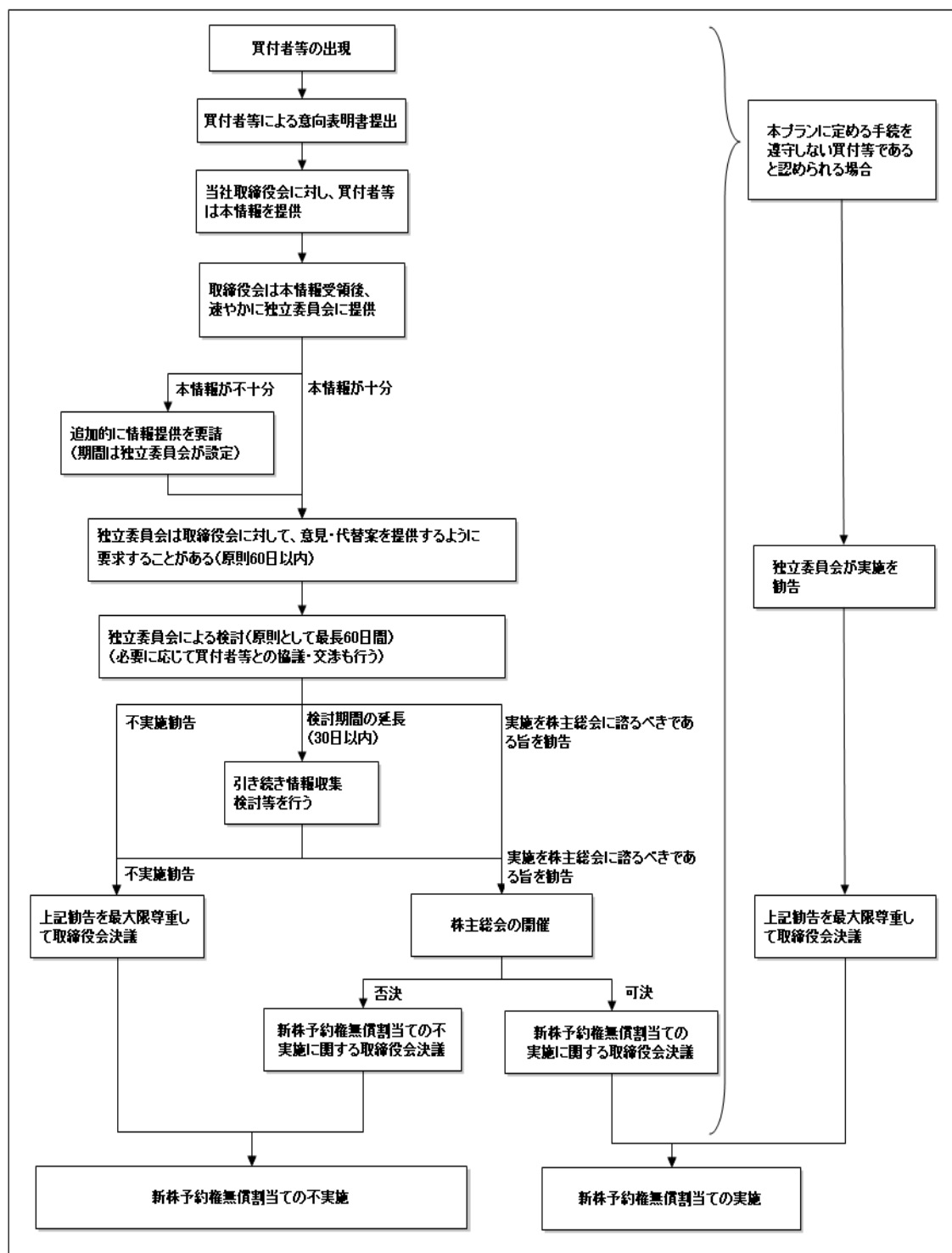
(資料2)

独立委員会委員略歴

氏 名	略 歴
えん どう ただ ひろ 遠 藤 忠 宏	昭和 17 年生まれ 昭和 46 年 10 月 監査法人太田哲三事務所入所 昭和 50 年 3 月 公認会計士登録 平成 4 年 5 月 太田昭和監査法人代表社員 平成 12 年 4 月 監査法人太田昭和センチュリー代表社員 (法人名称変更) 平成 13 年 7 月 新日本監査法人代表社員 (法人名称変更) 平成 20 年 6 月 株式会社ソフトクリエイト社外取締役 (現任)
つる た ろく ろう 鶴 田 六 郎	昭和 18 年生まれ 昭和 45 年 4 月 東京地方検察庁検事 平成 4 年 4 月 東京高等検察庁検事、法務省刑事局刑事課長 平成 8 年 4 月 最高検察庁検事 平成 14 年 8 月 最高検察庁公安部長 平成 16 年 6 月 東京地方検察庁検事正 平成 17 年 4 月 名古屋高等検察庁検事長 平成 18 年 7 月 弁護士登録 平成 18 年 10 月 千葉大学法科大学院教授 平成 19 年 9 月 J. フロント リテイリング株式会社社外監査役 (現任) 平成 20 年 2 月 三菱樹脂株式会社社外監査役 平成 21 年 4 月 駿河台大学法科大学院教授 (現任) 平成 22 年 6 月 株式会社三菱ケミカルホールディングス社外監査 役 (現任)
まさ の ひで かつ 牧 野 英 克	昭和 21 年生まれ 昭和 43 年 4 月 日本電気株式会社 (NEC) 入社 昭和 60 年 7 月 同社法務文書部第二部長 平成 5 年 7 月 同社法務文書部長 平成 10 年 7 月 同社監査役室長 平成 11 年 1 月 同社理事 平成 13 年 10 月 NECソフト株式会社執行役員 平成 18 年 4 月 中部大学経営情報学部及び大学院経営情報学 研究科教授 (現任)

以上

本プランの手續に関する流れ（イメージ概要）



(注) この図は、本プランに対するご理解の一助としてお使いいただくことのみを目的として作成されております。本プランの詳細については本文をご参照下さい。

(資料4)

当社の株式の状況(平成23年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 1,000,000,000 株
2. 発行済株式総数 371,463,036 株
3. 株主数 41,423 名
4. 大株主の状況

株主名	当社への出資状況	
	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社(信託口)	18,954	5.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会 社(信託口)	17,549	4.72
株式会社三井住友銀行	12,550	3.37
中央三井信託銀行株式会社	11,000	2.96
三井住友海上火災保険株式会社	8,824	2.37
三井生命保険株式会社	8,438	2.27
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	5,064	1.36
株式会社日立製作所	5,050	1.35
三菱重工業株式会社	5,031	1.35
ビーエヌピー パリバ セキュリティー ズ サービス パリス ジャスデック フランス	4,997	1.34

以上